**平成２３年（フ）第１８０９号**
福岡市南区曰佐４丁目10番34―204号
債務者　石橋　幸毅
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１８１０号**
福岡市南区曰佐４丁目10番34―204号
債務者　石橋　直美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１８６１号**
福岡市早良区祖原28番10号
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１８６７号**
福岡市東区香椎浜２丁目７番２―1202号
債務者　中岡　五月（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１５８号**
福島県いわき市小名浜字下町71番地
債務者　馬上　順子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第３７号**
千葉県館山市早物56番地の９
債務者　仲村　　愛
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２３年（フ）第４４号**
千葉県館山市長須賀365番地の４
債務者　石井　順一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２３年（フ）第３１２号**
山梨県笛吹市石和町山崎111番地　ジェトロハイツ105
債務者　飯嶋樹美子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３１４号**
山梨県甲斐市篠原1477番地１　深沢住宅３号
債務者　渡邉　廣記
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３２３号**
山梨県南アルプス市吉田898番地　ゆたか団地５―３
債務者　横内　　文
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３３号**
山梨県甲府市湯村３丁目18番10号
債務者　大柴　佳清
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３４号**
山梨県甲府市湯村３丁目18番10号
債務者　大柴　純子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３４３号**
山梨県甲府市善光寺１丁目11番10号
債務者　阪田　清子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３５１号**
山梨県甲府市住吉５丁目18番17号立美荘２号室
債務者　臼井　　章
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７５号**
長野県塩尻市大字広丘吉田1043―１　レオパレスＮＡＮＡ104号、住民票上の住所長野県松本市庄内３丁目６番32号
債務者　宇都宮一輝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第２４９号**
愛知県一宮市あずら２丁目24番６号　グリーンピアコマセ205号
債務者　山田　泰憲
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２３年（フ）第５５号**
愛媛県宇和島市新町２丁目９番13号　バンクサイドハイツ202武田綾方
債務者　鈴木　貴博
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部